

 広報おんな

ONNA

2020
6
No.468

～ うんな中学校入学式～

TOPIC

ご寄付のお礼	2
緊急的子育て支援	7
集団健診のお知らせ	12



新型コロナウイルス感染拡大を予防する「新しい生活様式」 「新しい生活様式」実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

《日々の暮らしの感染対策》

- ・外出はマスクを着用する。遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
 - ・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)を空ける。
 - ・会話をする際は、可能な限り対面を避ける。
 - ・家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - ・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う。(手指消毒薬の使用も可)
- ※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際は、体調管理をより厳重にする。

《移動に関する感染対策》

- ・感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ・帰省や旅行は控えめに。出張はやむを得ない場合に。
- ・発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモしたり、スマホの移動履歴をオンにする。
- ・地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 ●咳エチケットの徹底
- こまめに換気 ●身体的距離の確保
- 「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- 毎朝家族で体温測定、健康チェック。発熱または風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養
- 屋内や会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

《買い物》

- ・通販も利用
- ・1人または少人数ですいた時間に
- ・電子決済の利用
- ・計画をたてて素早く済ます
- ・サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ・レジに並ぶときは、前後にスペース

《公共交通機関の利用》

- ・会話は控えめに
- ・混んでいる時間帯は避けて
- ・徒歩や自転車利用も併用する

《食事》

- ・持ち帰りや出前、デリバリーも
- ・野外空間で気持ちよく
- ・大皿は避けて、料理は個々に
- ・対面ではなく横並びで座ろう
- ・料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ・お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

《冠婚葬祭などの親族行事》

- ・多人数での会食は避けて
- ・発熱や風邪の症状がある場合は参加はしない

《娯楽、スポーツ等》

- ・公演はすいた時間、場所を選ぶ
- ・筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ・ジョギングは少人数で
- ・すれ違うときは距離をとるマナー
- ・予約制を利用してゆったりと
- ・狭い部屋での長居は無用
- ・歌や応援は、十分な距離かオンライン

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 ●時差通勤でゆったりと ●オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン ●名刺交換はオンライン ●対面での打合せは換気とマスク

新型コロナウイルス感染症に関する ご寄付のお礼



本村における新型コロナウイルス感染症対策に対し、下記の方々より心温まるご寄付をいただきました。心からお礼申し上げます。ご寄付いただいたマスク等は、医療施設や介護施設、社会福祉施設などに提供しました。

●5月11日現在

寄贈日	お名前	種別
4月13日	読谷村 中村 喜美枝 様、さなえ 様	マスク
4月14日	有限会社ニューラッキーランドリー 様	マスク
4月14日	琉球村 様	マスク
4月20日	アースウィング株式会社 様	マスク・消毒液
4月21日	株式会社エンモメンツ 様	マスク
4月27日	有限会社ニューラッキーランドリー 様	マスク
4月30日	恩納村商工会会員 恩納酒造所 様	消毒液
4月30日	鈴繁工業 様	マスク
5月 7日	長野県川上村 遠藤喜幸 様	マスク
5月 7日	沖縄科学技術大学院大学 様	消毒液
5月 8日	株式会社日興建設コンサルタント 様	マスク
5月11日	NEXT SERVICE 様	マスク
5月11日	株式会社日興建設コンサルタント 様	マスク



令和元年度

恩納村地域づくり支援助成事業団体の活動報告について

恩納村では、主体的な地域課題の解決と地域が主役のむらづくりに向けた意識の高揚と参画を図り、協働によるむらづくりを推進することを目的とした「恩納村地域づくり支援助成事業」を実施し、恩納村において自治会やNPO、ボランティア団体などが実施する主体的、公益的な地域活動を支援しています。

多世代交流でランチ会

【NPO法人もみじ会】

2001年から地域の高齢者に食事を提供し、高齢者の憩いの場づくりをボランティアで続けている同会は、道具や備品の不足により活動が不便でした。この事業を活用して鍋などの備品を購入し、これまで行っていた活動がスムーズに行われました。高齢者のみの世帯ではひとりで食事をしたり、作ることが困難な方が多くなっています。もみじランチに参加し、地域の方たちと一緒に食事をとることで交流が図られています。また、夏休み期間の無料塾では、宿題等の手伝いや昼食を提供しました。このような活動が各地域に広がることを期待します。



もみじランチの様子

猫害対策で地域課題解決

【希望ヶ丘猫対策会】

希望ヶ丘地区で発生している外飼い猫や野良猫の被害等のトラブルを解決するため、様々な猫害対策グッズを使って効果を検証しました。超音波猫除けなどの装置を使用、ネットを使用して侵入防止、植物を植えるグラウンドカバー方式、猫トイレの設置、猫の糞を使用して堆肥を作るなどです。経費や効果は様々ですが、ある一定の効果があり、各家庭や地域に合わせた対策が選択できます。実験の結果を役場と共有し、他地域での対策に活用できる内容となりました。TNR(野良猫の無料不妊手術)と合わせて取り組むことで効果が期待できそうです。



自治会館横のグラウンドカバーと猫トイレ

サステナブルな真栄田地域へ

【めんそーれ真栄田】

真栄田地域での観光客増加に伴いレンタカー利用者が増加するなど、自然環境に負荷をかけています。そこで、持続可能な観光地づくりを目指し、レンタル自転車の導入による環境にやさしい取り組みを行いました。真栄田地域の4つの事業者が協力して運営し、サイクリングマップを作成し地域の魅力を発信しています。また、地元の真栄田共同売店で美術展を開催し、地域活性化や芸術を通じた教育と交流の場が生まれました。オーガニックファームで野菜や果物を通年で栽培し、地元の方が安心して食べられる食材を提供しています。



環境にやさしいレンタサイクル

ビオトープづくり

【南恩納地域づくり】

南恩納の屋嘉田渦原に流れ込む志嘉座川周辺は、水辺の生物多様性を維持する大切な水辺空間でしたが、人手が入らなくなったことで荒れていました。昔の原風景を取り戻すべくビオトープ(水辺の植物と生き物が暮らす空間)づくりに取り組みました。子どもでも行きやすいビオトープにするため、草刈りやあぜ道を整備しました。川の日(7/7)の観察会では、志嘉座川に流れ込む排水路や川の中、川辺の植物や生き物を観察しました。今後も継続して取り組むことで生物多様性を維持する場所ができ、子どもたちの情操教育に役立てたいです。



川辺の観察会

6月のおすすめ本

『空をゆく巨人』 川内 有緒 || 著



福島県いわき市の会社経営者・志賀忠重さんと、中国の現代美術家・蔡國強さん。本書は、二人が出会い、周囲を巻き込みながら壮大な芸術作品を生み出していく過程をつづったノンフィクションです。国境を越えた壮大な作品づくりは、物理的・資金的にも困難を極めますが、二人の周囲にいる人たちとともに常にパワフルに突き進んでいきます。芸術分野に関心が無い方にもぜひ読んでほしい、人間の底力を見せつけられる1冊です。

休館中の図書館の裏側

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、恩納村文化情報センターは長期にわたる臨時休館が続きましたが、その裏側では皆様に楽しんでいただけるように、こんな取り組みを行っていました。

▶ 本棚をバージョンアップ!



新着図書や寄贈資料の登録を集中して行い、貸出可能な資料が増えました



本を探しやすくするための表示の見直しや、調べものをサポートするパンフレットを作成

▶ 休館中もあなたの読書をサポート! Facebookでの情報発信!



絵本「サンゴのしま」(吉山佳子 || 作・絵)の読み聞かせや、本棚の紹介動画を配信



文化情報センターの1階にて新型コロナウイルス関連情報掲示板の展示、関連した情報のリンク集も公開

そのほかにも...

- 文化情報センターホームページの活用方法、検索のコツなどを紹介
- 本や雑誌が無料で楽しめる企業や出版社のホームページを紹介
- 休校中の子ども達の学びを支援する学習支援コンテンツを紹介
- 休校中・外出自粛時に役立つ図書の紹介

▶ 電話受付による貸出サービスやニーズにあった本さがしをお手伝い



電話による受取事前予約貸出、郵送での貸出などを実施
※事前予約貸出
(4/9 ~ 4/19 まで実施)

※郵送貸出(5/7からご利用いただけるようになりました)



本のセット貸出や、「〇〇についての本」、「3才向けのえほん」など要望に合わせて司書が本選びをサポート
(4/9 ~ 4/19 まで実施)

6月

恩納村文化情報センター
休館日

【休館日】 1日、8日、15日、22日、24日、29日

【資料整理日】 18日

おはなし会

毎週土曜日11時から2階図書フロアおはなしの部屋で開催しています。

※状況により変更になる場合があります

【お問い合わせ】 恩納村文化情報センター

TEL: 098-982-5432

センターに関する情報は、ホームページ・フェイスブックで確認できます。



【ホームページ】
<http://www.onna-culture.jp>



【フェイスブック】
<https://www.facebook.com/onnalibrary/>



【読み聞かせ動画(フェイスブック)】

<https://www.facebook.com/watch/?v=5310371444465863>

新型コロナウイルス感染症対策事業（緊急的子育て支援）

5月臨時議会において、新型コロナウイルス感染症対策事業として、以下の助成事業予算が可決されました。内容は次のとおりです。

小学生の学校給食費一定期間（令和2年度）の免除

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う、村立幼小中学校臨時休校及び保護者の長期休業等に対する「子育て世帯」に支援を行うため村内在住の小学生のいる世帯に対し、一定期間の学校給食費を免除し、「子育て世帯」への緊急的経済支援を目的とする。

内容

村立幼稚園及び中学校においては、令和2年度より学校給食費の無償化を実施しており、新型コロナウイルス感染症に伴う学校給食費の一定期間の免除の対象は、村内在住及び村立小学校へ在籍している児童とし、所得減少世帯に限らずスピード感をもって「子育て世帯」への経済的緊急支援を講じる。

対象児童

村内在住で村立小学校へ在籍し、学校給食を提供している児童

対象期間及び無償化の対象金額

令和2年度分 年間 38,500 円

緊急的保護者支援

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う、高等学校等の臨時休校及び保護者の長期休業に対し「緊急的保護者支援」として村内在住の高校生等を持つ保護者に対し、経済的負担軽減を図ることを目的とする。

対象者

村内に住所を有し、高等学校等に在籍している生徒と生計を同じくしている保護者（令和2年4月1日現在）

助成額

高校生等一人 50,000 円

申請方法

次の①～④の書類を恩納村教育委員会学校教育課へ提出する。

①村内在住高校生就学支援緊急助成申請書（様式第1号）

※教育委員会、村ホームページ、各公民館等から受け取れます。

②住民票謄本（村民課）

③扶養が証明できる書類（源泉徴収票、確定申告書、保険証等の写し）

④高等学校等の在籍証明書（各高等学校）

受付期間

5月25日（月）～令和3年3月31日（水）

新型コロナウイルス感染症対策に伴い、できるだけ郵送及び提出ボックスでの申請書類の提出をお願いします。併せて保護者アンケートの提出もお願いします。

申請・お問い合わせ：学校教育課 ☎966-1209

お詫びと訂正

広報おんな5月号12ページの誤) 男5,360人 → **正) 5,630人**
人口に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

令和2年度

村立幼稚園及び中学校給食費の段階的無償化を実施!!

3月定例議会において新年度の予算が可決され、新たな子育て支援事業として学校給食費の段階的無償化を実施することになりました。内容は次のとおりです。

■目的

村立幼稚園児及び中学生を対象に学校給食費の無償化を実施し、「子育て世帯」の保護者への経済的負担を軽減し、より子育てしやすい環境の向上を図る目的とします。

■対象園児及び生徒

村内在住で村立幼稚園及び中学校へ在籍し、学校給食を提供している園児及び生徒

■無償化の金額

幼稚園児：年間 35,000 円

中学生：年間 42,900 円 × 3 か年 = 128,700 円

■段階的無償化

段階的無償化とは、令和2年度より限られた財源の中で幼稚園児及び中学生を対象に給食費を無償化し、更に持続できる「子育て支援」の財源を検討し、小学生（年間 38,500 円 × 6 か年 = 231,000 円）への完全無償化を検討してまいります。

■未収金の取扱い

この制度により令和2年4月以降からは、新たな給食費（幼稚園及び中学校）の保護者負担は発生しませんが、令和2年3月までの給食費の未収金は引き続き徴収いたします。

学校給食費の滞納がある方への法的措置を実施しています！

〈法的措置〉

学校給食の円滑な運営、保護者負担の公平性、公正性を確保するため、債権確保の徹底、債権回収の強化に努めています。

〈支払督促〉

支払督促とは、金銭等の請求について、債権者（村）の申立てにより、裁判所書記官が債務者（滞納者）に支払いを求める手続きです。

民事訴訟法の規定により、異議の申立てがあると、訴訟に移行することになります。

〈注意〉

滞納がある方には、督促や電話・文書・臨戸による催告等の納入交渉を行っておりますが、完納していただけない方に対しては、随時、法的措置を行いますので、放置せずに早めにご相談ください。

なお、法的措置に進むと、勤務先等に裁判所から通知が送付され、また、訴訟に移行された場合は、議会の議決が必要なため議案等により個人の情報が公になる場合があります。

お問い合わせ：恩納村学校給食センター ☎966-8515



令和2年度 恩納村生涯学習講座についてのお知らせ

恩納村教育委員会では、本年度も村内に在住および在職している皆様を対象として「生きいき女性教室」「楽しく子育て教室」「うんな大学」などの生涯学習講座の開設を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、講座の開催について自粛しているところ です。

今後も新型コロナウイルス感染症の状況をみながらの開設判断となることから、当面の間ではございますが、広報誌「広報おんな」による講座開設のお知らせを中断させていただきます。

また、その間に講座開設が決定した際には、「恩納村ホームページ」「公共施設などへのポスター掲示」「恩納村防災無線」などによるお知らせとさせていただきます。

皆様が安心して受講できる環境が整い次第、学びの場を提供していきたいと思っておりますのでご理解をお願いします。

お問い合わせ：社会教育課（瀬良垣・安永） ☎966-1210



営農意向調査の回答率について（報告）

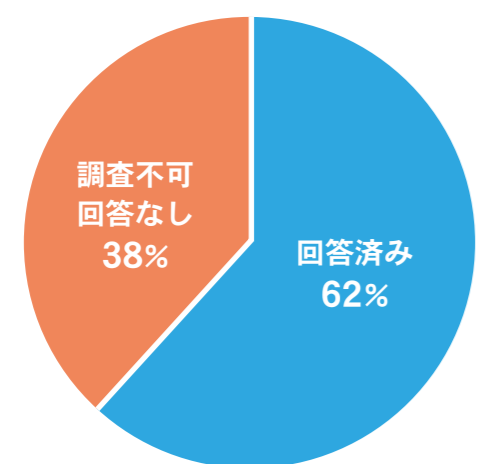
この調査は、遊休地化する前に円滑に次の耕作者へ引き継ぎをするため所有者の意向を把握しておくために、令和元年8月から令和2年3月まで農業委員会及び農林水産課が共同で実施したもので、回答率は村全体の62%でした。調査にご協力いただいた皆様には感謝申し上げます。

調査結果については、今年度開催予定の人・農地プランの「地域協議の場」での話し合いに必要な情報として整理、活用されます。

※情報提供について、同意が得られなかったものを除く。

結果 R2.4月末時点

概要



$$\text{回答率} = \frac{\text{回答があった面積}}{\text{遊休地等を除いた耕地面積}}$$

- 1 調査内容**
 - ①現在の農地の営農状況（1筆ごと）
（調査対象者の年齢、自作か貸借）
 - ②今後の農地の利用意向
（現状維持、規模拡大、貸したい、売りたい）
 - ③後継者の有無（※農業後継者）
- 2 調査方法**
農業委員及び農地利用最適化推進委員による戸別訪問、事務局から郵送による調査
- 3 調査結果について**
農業委員会で意向を整理し、農地中間管理事業推進チーム会議にて農地の貸付についてマッチング（組み合わせ）を行い、人・農地プランの話し合いの場や地域の農地利用を担う中心経営体に関する方針を定めることに活用されます。

お問い合わせ

営農意向調査：農業委員会 ☎966-1204
人・農地プラン：農林水産課 ☎966-1202

児童手当の現況届は6月中に手続きを!!

現況届は、現在児童手当を受けている方の所得状況や児童の養育状況等を確認し、引き続き手当を受けられるかを確認する大切な届出です。

ただし、令和2年4月以降児童が15歳以上（高校生相当）となる場合、手続きは不要です。

受付期間及び場所

受付期間		対象行政区	受付場所
6月3日（水） ～6月16日（火）	北部	名嘉真、喜瀬武原、安富祖 瀬良垣、太田、恩納、南恩納 にお住まいの方	福祉課 地域福祉係 8：30～12：00
6月17日（水） ～6月30日（火）	南部	谷茶、富着、前兼久、仲泊 山田、真栄田、塩屋、宇加地 にお住まいの方	13：00～17：00

※この届出の提出がない場合、6月以降の手当が受けられませんのでご注意ください。

お問い合わせ：福祉課 地域福祉係 ☎966-1207

令和元年度一般会計補正予算（第5号）の 専決処分の不承認について

令和2年2月7日第1回臨時議会において、「恩納村ふるさとづくり応援寄付金」収入増に伴う専決処分報告が、村議会への提案で不承認となりました。議会議決のうち、村予算については、議会議決権で最も重要であり、今後、当該責務を踏まえ適正に対応してまいります。なお、詳細な内容につきましては、村ホームページへ掲載してあります。



SDGs を知ろう！ 4

SDGs（持続可能な開発目標）は、貧困や不平等・格差、気候変動などの問題を解決することを目指す、世界共通の17の目標です。

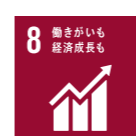
目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに



「価格が安くて、安定して発電でき、持続可能で近代的なエネルギーをすべての人が使えるようにする」という目標です。

石油や石炭などの化石燃料ではなく、太陽光や風力発電などの自然の力で作る再生可能エネルギーをすべての人が使えるようにし、増やしていきます。また、エネルギーを効率よく使えるようにし、節約できるような技術を開発します。

目標8 働きがいも経済成長も



「自然資源が守られ、みんなが参加できる経済成長を進め、すべての人が働きがいのある人間らしい仕事をできるようにする」という目標です。

モノをつくる・買う・使うときは自然資源を大切に、環境が悪化しないようにします。

男性・女性・若者、障がい者などすべての人が働きがいのある人間らしい仕事と安全に働ける場所や環境を提供します。また、若者に多くの仕事の機会を与えるため、職業訓練などが受けられる機会を増やし、仕事がない若者を減らします。

自分の意志に反して強制される仕事や子どもにとって害のある労働をなくします。

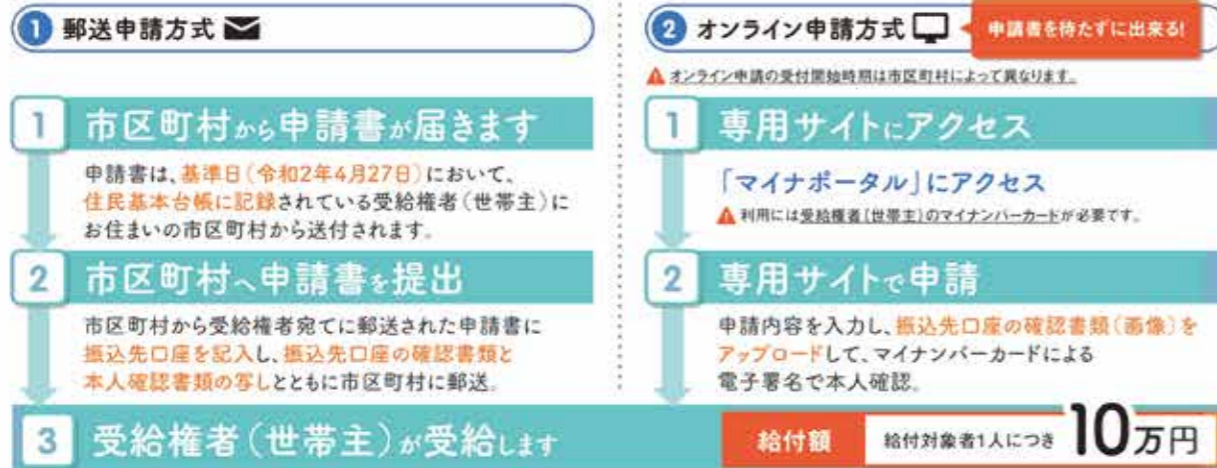
日本にお住まいの、すべての方へ。
お1人につき

10万円 特別定額 給付金

はじまります
ひとりひとりの暮らしのために。

給付対象者	基準日(令和2年4月27日)時点で、 住民基本台帳に記録されている者	受給権者	給付対象者の属する世帯の世帯主
-------	---------------------------------------	------	-----------------

■新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、給付金の申請方法は、原則次の①及び②のいずれかとなります。
■「①郵送申請方式」「②オンライン申請方式」それぞれに受付開始日が設定される場合があります。
※なお、やむを得ない場合に限り、窓口における申請及び給付を認めます。詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。



申請受付期限は、市区町村が定めた郵送申請方式の受付開始日から3か月以内となります。

可能な限り速やかに準備を進めておりますが、受付開始時期および給付開始時期は、市区町村によって異なります。わからないことがあれば、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

！それ、給付金を装った詐欺かもしれません！

「手伝う」とかたって大事な財産を奪おうとする者がいます。給付金に関連して国や市区町村が以下のようなことをすることは絶対にありません。

- ◆現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること ◆支給にあたり、手数料の振込みを要求すること ◆メールを送り、URLをクリックして申請を要求すること

「怪しいな?」と思ったら遠慮なくご相談ください

- ▶消費者ホットライン「188」(無償なしの3桁)
- ▶新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン「0120-213-188」
- ▶お住まいの市区町村 ▶お近くの警察署 ▶警察相談専用電話「#9110」

お問い合わせ 恩納村特別定額給付金事業対策班 ☎961-0430
総務省特別定額給付金ホームページ ▶ <https://kyufukin.soumu.go.jp/>



6月は固定資産税・村県民税第1期、軽自動車税の納期となっています。

	第1期	第2期	第3期	第4期
固定資産税	6月1日	7月31日	12月25日	令和3年3月1日
村県民税	6月30日	8月31日	11月2日	令和3年2月1日
軽自動車税	6月1日			

納税は口座振替が便利です。/ 手続き方法につきましては、税務課までお問い合わせください。

お問い合わせ：
税務課 ☎966-1206

恩納村奨学資金給付型及び貸与型申込期限の延長について

恩納村奨学資金の返済猶予について

申込期間

4月1日(水)～5月29日(金)
振込時期：6月・10月

6月1日(月)～8月31日(月)
振込時期：10月

新型コロナウイルス感染症対策に伴い、長期休業等を要因とする収入減等の理由で返済が厳しい方は学校教育課までご相談ください。
ご相談においては、電話での相談をお願いします。

提出・お問い合わせ：学校教育課 ☎966-1209

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ
徴収猶予の「特例制度」

無担保・延滞金なし

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができますようになります。

担保の提供は不要です。
延滞金もかかりません。

※猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者(個人法人の別、規模は問わず)が対象となります。

- ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
 - ②一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。
- ※「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

地対象となる

令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する村県民税、法人村民税、固定資産税、軽自動車税が対象になります。
これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の地方税(他の猶予を受けているものを含む)についても、遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続等

- 関係法令の施行から2か月後、又は、納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりお伺いします。

お問い合わせ：税務課 ☎966-1206

集団健診のお知らせ

日 ち 6月16日(火)

場 所 瀬良垣区交流施設(瀬良垣公民館)

受付時間 午前8時30分～11時

※健診当日は受診券を必ず持参してください。

●本年度から集団健診は、予約制となっています。受診希望の方は健康保険課までご連絡ください。

※当日、空きがあれば受診できますが、定員に達し次第受付を終了します。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、状況により中止することがあります。また、変更に関しては村ホームページにて連絡いたします。

お詫びと訂正

広報5月号掲載のマイペース健診・30代チャレンジ健診のお知らせに、誤りがありましたので、訂正させていただきます。

恩納村国民健康保険加入者
(誤) 40～47歳 (正) 40～74歳
訂正してお詫び申し上げます。

お問い合わせ：健康保険課 ☎966-1217

子宮頸がん・乳がん検診のお知らせ

「自分はまだ若いから大丈夫」「ついつい忘れちゃった」「恥ずかしい・・・」等々、検診を受けない理由は様々です。しかし、検診を受けることで、がんの早期発見・早期治療につながります。ご自身とご家族のため、「あの時、検診を受けていたら・・・」そんな後悔をしないためにも、がん検診を受診しましょう。

日時：6月25日(木) 午後1時30分～2時30分(受付時間)

会場：総合保健福祉センター

検診種類	乳がん検診		子宮頸がん検診
対 象	30～39歳	40歳以上	20歳以上
内 容	問診、乳房超音波検査	問診、マンモグラフィ検査	問診、視診、細胞診
持 ち 物	受診券(ピンク色) ※無料クーポン券対象者は、必ずクーポン券も一緒にご持参ください。		

- 乳がん検診は**予約が必要**となります。健康保険課窓口またはお電話にてお申し込みください。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、延期または中止になることがあります。詳しくは、村ホームページをご確認ください。

◆20歳～79歳で受診券が届いていない方

4月以降に恩納村へ引っ越してきた方や受診券通知を中断されている方は、受診券が郵送されていない場合があります。受診券発行を希望する方は、ご連絡ください。

◆80歳以上の皆さまへ

受診券は送付されません。検診を受診希望の方は、お問い合わせください。

お問い合わせ：健康保険課 健康づくり係 ☎966-1217

広報おんな **ONNA** 6月[468号]
発行/恩納村

〒904-0492 沖縄県国頭郡恩納村字恩納2451番地
電話 (098) 966-1200

人口と世帯 2020年4月末現在

男	5,657(+27)	世帯数
女	5,459(+23)	5,473(+35)
計	11,116(+50)	

UD
FONT
by MORISAWA